

清水町大雨災害復旧・復興推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 平成28年8月以降に相次いで発生した台風等による大雨により甚大な被害を受けた公共施設等の復旧・復興を推進するため、清水町大雨災害復旧・復興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の復旧・復興に関すること。
- (2) 復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 被災者に対する適切な援護に関すること。

(組織)

第3条 推進本部の構成員は、清水町庁議規程（平成18年清水町訓令第2号）第3条第1項に規定する者で構成する。

2 本部長は必要に応じ、前項以外の者を推進本部の構成員とすることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- (1) 本部長は、町長をもって充て、推進本部を代表し部務を総括する。
- (2) 副本部長は、副町長及び教育長をもって充て、本部長を補佐する。

2 本部長を補佐する順位は第1順位を副町長とする。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要に応じ、推進本部の構成員外の関係者に対し、出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部長が必要と認めたときは、幹事会を置くことができる。

- (1) 幹事会は、推進本部の所掌事項に関する連絡調整を行うものとする。
- (2) 幹事会に、代表幹事を置き、副町長をもって充てる。
- (3) 幹事は、その都度、本部長が指名する。
- (4) 幹事会は代表幹事が招集し、これを主宰する。
- (5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。